

別紙

別紙 1	関係府省の主な意見及び 当会議の見解・・・・・・・・・・・・・・・・	1
別紙 2	関係府省の主な意見・・・・・・・・・・	19

関係府省の主な意見及び当会議の見解

1. 「市場化テスト」の本格的導入による官業の徹底的な民間開放

事 項	意 見	当会議の見解
<p>全般 (国土交通省)</p>	<p>『「公共サービス効率化法(市場化テスト法)案」(仮称)』の制度の具体的な検討にあたり、内閣府は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「国民生活の安全面の確保等に関する行政責任の在り方、第三者機関の果たす役割、入札契約手続等の具体的措置、等を行政運営の実態と照らして十分に検討を行い、当省を含む関係府省及び関係方面と十分な時間的余裕を持って協議・調整」し、その際、 ・「協議・調整を受ける関係府省及び関係方面の検討に資するよう、「規制改革・民間開放推進3か年計画」(平成16年3月19日閣議決定)に基づいて「市場化テスト」(官民間の競争入札制度)の導入について調査・研究」した成果や、本年度のモデル事業の実施状況、モデル事業を通じて明らかとなった課題や知見について、当省を含む関係府省及び関係方面に適切に提供する。」 <p>ことを、当省との間で昨年末の答申時及び本年骨太の方針時に確認をしているが、これまで上記に基づいた、情報提供等が何ら行われてきていない。</p> <p>このような状況下において、今回2日間強という極めて短期間での意見照会が行われたが、このような協議では、当省として十分な検討を行い得ない。</p> <p>法案の国会提出に向けた準備のあらゆるステップにおいて、協議・調整を受ける関係府省及び関係方面の検討に資するよう、貴省より十分な情報提供を頂くとともに、協議・調整について、十分な検討期間を確保されたい。</p>	<p>本提言は、現時点までの当会議の検討状況を踏まえ、「公共サービス効率化法(市場化テスト法)案」(仮称)の構成等を取りまとめ、会議として公表するものである。その際、会議としては、各府省から御意見があれば、必要に応じ、それも併せて公表することとしており、今回、貴省も含めて各省に照会させていただいたところである。</p> <p>当会議としては、こうした提言の作成・公表等も、公共サービスの提供者である関係府省や公共サービスの受益者たる国民など関係方面との協議・意見交換のプロセスを構成する重要な一部と理解している。</p> <p>今回の作業スケジュールについては、御理解と御協力をお願いしたいが、今後とも、平成17年度中に「公共サービス効率化法(市場化テスト法)案」(仮称)を国会に提出し、平成18年度から制度の本格的導入を実現するため、関係府省及び関係方面との意見調整を行って参る所存である。</p>
<p>(農林水産省)</p>	<p>市場化テストに関する要望として、実際に制度の利用が想定しにくい者が、様々な制度に対して現実の需要を考慮せず、横断的かつ一律に開放を要望する等、円滑な行政運営を妨げる意見が提出される可能性も否定できない。</p> <p>市場化テスト制度の運用に当たっては、検討対象を実需のあるものに限定する等、行政の効率運営に配慮すべきである。</p>	<p>当会議としては、「民でできるものは民へ」の構造改革の具体化や、限られた財源の中で公共サービスの質の維持向上が求められている現下の厳しい情勢の下、これまで官が独占してきた公共サービス全般について、その必要性や効率性を不断に見直すことが不可欠と考えている。</p> <p>「市場化テスト」は、これを実現する極めて重要な手法であり、官の世界に競争原理を初めて導入し、これまでの官における仕事の流れや公共サービスの提供の在り方(官の独占)を改革するものである。</p> <p>上記の認識に立ち、「市場化テスト」を速やかに平成18年度から本格的に導入すべきと考えており、また、「公共サービス効率化法(市場化テスト法)」(仮称)においては、あらかじめ特定の聖域を設けることなく、個々の公共サービスの政策目的を踏まえ、税金の負担者・サービスの受益者である国民のニーズに応える公共サービスの効率化・質の維持向上を実現すべく、すべての公共サービスを対象に検討するものとするべきと考える。</p>

		<p>なお、民間事業者等から具体的提案があった場合、各府省が、これらの提案を採用すべきでないとの判断をする場合には、不採用とする論拠を、客観的なデータ等と併せて挙証し、この点についても「第三者機関」の評価を受け、内閣総理大臣の強力なリーダーシップの下、「市場化テスト」の具体的な対象事業等を閣議決定することを想定している。</p>
<p>(2) 市場化テストの本格的導入に向けたこれまでの政府における取組 「モデル事業」の評価 (厚生労働省)</p>	<p>「民のニーズを反映する分野から、具体的な事業を優先して実施」とあるが、「民のニーズも尊重しつつ、個々の事業の政策目的も踏まえ対象事業を選定して実施」に改められたい。</p> <p>市場化テストの対象項目の選定に当たっては、個々の公共サービスの政策目的を踏まえ、受注主体としての民間事業者のみならず、税金の負担者・サービスの受益者である国民や企業の観点から検討を行うべきであるため。</p>	<p>公共サービスの要否やその提供の在り方については、税金の負担者・サービスの受益者である国民等の観点から検討すべきであるのは、御指摘のとおりである。このような観点に立った場合、個々の公共サービスの政策目的を踏まえ、国民のニーズに応える、より質の高いサービスをより効率的に提供することが不可欠である。市場化テストの対象事業の選定は、まさにこうした要請に応えるため、民間提案を最大限尊重し、中立的な「第三者機関」の関与の下、誰がサービスを提供することが、真に国民のニーズに資するかという観点から、実施されるものである</p>
<p>ア 官側のコスト等についての情報開示の徹底 (厚生労働省)</p>	<p>「情報開示の徹底」を「必要十分な情報開示」に改め、「間接費も含めた総費用(フルコスト)」を「民間事業者等が入札への参加を検討するに足る必要十分な情報」に改められたい。</p> <p>(理由)</p> <p>情報開示に当たっては、民間事業者が入札への参加を検討するにたる必要十分な情報開示を行えば足りるため。</p> <p>官は間接費をも含めた総費用を把握・開示することとされているが、現在の国の会計・経理制度においては、個々の事業に要した費用は、庁費、謝金等の費目単位でしか把握する仕組みとなっており、先に現在の会計・経理制度を全面的に見直すことが必要である。</p> <p>また、間接経費については、民間企業においてもその把握・算出方法が確立しておらず、具体的な算定方法が決まらなければ、把握することができないため、その点から先に議論すべきである。</p>	<p>官民の競争条件の均一化を図るとともに、民間事業者等がその創意工夫をいかした入札提案を行うことを可能とするためには、官における事業の実施について、共通部門の人件費など間接費を含めた総費用を把握・開示することが不可欠である。</p> <p>民間企業においては、合理的な配賦基準に基づく間接費の配賦が既に実施されている。</p> <p>官のコストについても、民間における手法を適宜参考にしつつ、合理的な方法により、間接費を含めた総費用の把握をすることは可能であり、官側のコストの開示の在り方等について、その詳細につき引き続き調整を進めることとしたい。</p>
<p>(厚生労働省)</p>	<p>「後述する「第三者機関」の機能等を通じ、」とあるが、第三者機関は、官民の競争条件の均一化のために設置されるものであり、機能もその範囲内とすべきである。</p>	<p>公共サービスの不断の革新に当たっては、各府省がいわば「身を切る」ことが大きな前提となる。このため、公共サービスの効率化・質の維持向上という「公共サービス効率化法(市場化テスト法)(仮称)」の目的を実現するため求められる透明性・中立性・公正性の確保の観点から、官業の情報開示の徹底を含め、中立的な「第三者機関」が、本提言のとおり十分関与していくことが不可欠と考えている。</p>

<p>(厚生労働省)</p>	<p>市場化テストの実施に当たっては、官側のコスト等について情報開示を徹底することとされているが、行政機関は、情報公開法・行政機関個人情報保護法等の適用を受けており、これらの事務の実施に多大なコストを要しているため、これらのコストについても考慮される必要がある。さらに、事業を落札し、実施する民間事業者については、官民競争条件同一化の観点から情報公開法・行政機関個人情報保護法等を適用することとする必要がある。また、質問主意書など、国会による国政調査権の対象とすることも必要である。</p>	<p>「市場化テスト」(官民競争入札)は、公共サービスにつき、誰がこれを実施することが公共サービスの効率化、質の維持向上を実現する上で最も望ましいかを、競争入札によって決しようとするものであり、民間事業者が落札した場合、当該民間事業者は、官との契約に基づいて当該公共サービスを実施することとなる。</p> <p>民間事業者が落札した場合であっても、本来行政機関が国民や国会に対して負っている責任を、民間事業者に安易に転嫁することは適当ではなく、このような考え方に立って制度が構築・運用されていくべきものと考えている。</p> <p>その上で、行政機関が国民や国会に対して負っている責任を果たす上で、落札した民間事業者にどのような責務を課すべきかについては、個々の公共サービスの態様を踏まえ、具体的な契約条件等により設定されていくことを想定している。</p>
<p>イ 入札参加者に求める公共サービスの水準を客観的・定量的に表す指標の明確化</p>	<p>市場化テストの落札者については、法令遵守能力があることが大前提である。さらに、市場化テストを実施しているアメリカにおいては、サービス契約法及びデイヴィス・ペーコン法等により、イギリスにおいては、下院の公正賃金決議により、公共機関と契約する際には、同種の職業における同一の労働と比べて不利とならない労働条件で契約しなければならないとの原則が確立されており、市場化テストの前提となっていることから、日本において市場化テストを行う際には、これらと同様の仕組みとすることが必要である。</p>	<p>「市場化テスト」の入札参加者の法令遵守能力については、これを的確に把握し、落札者の決定に反映させるとともに、モニタリング等により法令順守を確保していくことを想定している。労働条件に関しては、「市場化テスト」の目的は、「公共サービスのコスト削減」と「公共サービスの質の維持向上」を両立させるところにあり、これを前提として、最低賃金規制等の既往の法制度に即して運営していくことを想定している。</p>
<p>(厚生労働省)</p>	<p>「他方、今回「モデル事業」では、公共サービスの要求水準が不明確であるケースが見受けられた。」を削除し、「個々の事業ごとに、」の後に「政策の趣旨・目的が許す範囲内において」を追加されたい。</p> <p>(理由)</p> <p>現在行っている市場化テストのモデル事業においては、就職率55%等各事業の性質に応じて、規制改革・民間開放会議とも相談しながら必要な基準を示したところであるため。</p> <p>また、国の事業を委託する以上は、事業内容の全てを民間の創意工夫に委ねることが適当でない場合もあり、「要求水準」の検討に当たっては、税金の負担者・サービスの受益者である国民や企業の観点から各施策の目的等を損なわないよう検討することが必要であるため。</p>	<p>「モデル事業」においては、例えば、「キャリア交流プラザ事業」のように定量的な要求水準が設定された例もあるが、このような定量的な要求水準が設定されなかった例もある。</p> <p>この点を踏まえ、制度の本格的導入に際しては、個々の事業ごとに、中長期的な目標と整合的に、可能な限り定量的かつ客観的な指標を用いて個々の政策目的に沿った公共サービスの要求水準を明確化していくことが必要である。</p> <p>具体的には、本提言1.(3)ウの「官民競争入札の実施に関する方針」の策定過程において、個々の対象となる公共サービスごとに、当該公共サービスの政策目的を踏まえ、税金の負担者・サービスの受益者である国民のニーズに応える公共サービスの効率化・質の維持向上に資するようKPIを適切に設定していくことを想定している。</p>

<p>ウ コストと質についての評価の適正化 (厚生労働省)</p>	<p>「後述する「第三者機関」の機能等を通じ、」とあるが、第三者機関は、官民の競争条件の均一化のために設置されるものであり、機能もその範囲内とすべきである。</p>	<p>公共サービスの不断の革新に当たっては、各府省がいわば「身を切る」ことが大きな前提となる。このため、公共サービスの効率化・質の維持向上という「公共サービス効率化法(市場化テスト法)(仮称)」の目的を実現するため求められる透明性・中立性・公正性の確保の観点から、落札者の選定を含め、中立的な「第三者機関」が、本提言のとおり十分関与していくことが不可欠と考えている。</p>
<p>エ 民間事業者等からの提案に基づく幅広い対象事業の実現 (厚生労働省)</p>	<p>「市場化テスト」の対象となる公共サービスは極力包括的・全体的な範囲とすることが望ましく、そのためには、「後述する「第三者機関」の機能を通じ、」を削除されたい。</p> <p>「市場化テスト」の対象事業の範囲の決定に当たっては、個々の公共サービスの政策目的を踏まえ、受注主体としての民間事業者のみならず、税金の負担者・サービスの受益者である国民や企業の観点から検討を行うべきであるため。</p> <p>また、第三者機関の機能については、あくまで競争条件の均一化のためのものに限定されるべきであるため。</p>	<p>「民でできるものは民へ」の構造改革の具体化や、限られた財源の中で公共サービスの質の維持向上が求められている現下の厳しい情勢の下、これまで官が独占してきた公共サービス全般について、その必要性や効率性を不断に見直すことが不可欠である。</p> <p>「市場化テスト」は、これを実現する極めて重要な手法であり、官の世界に競争原理を初めて導入し、これまでの官における仕事の流れや公共サービスの提供の在り方(官の独占)を改革するものである。</p> <p>上記の認識に立ち、「市場化テスト」を速やかに平成 18 年度から本格的に導入すべきと考えており、また、「公共サービス効率化法(市場化テスト法)(仮称)」においては、あらかじめ特定の聖域を設けることなく、個々の公共サービスの政策目的を踏まえ、税金の負担者・サービスの受益者である国民のニーズに応える公共サービスの効率化・質の維持向上を実現すべく、すべての公共サービスを対象に検討するものとするべきと考える。</p> <p>なお、民間事業者等から具体的提案があった場合、各府省が、これらの提案を採用すべきでないとの判断をする場合には、不採用とする論拠を、客観的なデータ等とあわせて挙証し、この点についても「第三者機関」の評価を受け、内閣総理大臣の強力なリーダーシップの下、「市場化テスト」の具体的な対象事業等を閣議決定することを想定している。</p>
<p>オ 中立的かつ強力な第三者機関の設置 (厚生労働省)</p>	<p>「強力な」を削除し、「徹底した情報開示」を「必要な十分な情報開示」に改められたい。</p> <p>(理由)</p> <p>「第三者機関」の権能については、あくまで競争条件の均一化のためのものに限るべきであり、情報開示に当たっては、民間事業者が入札への参加を検討するに足る必要十分な情報開示を行えば足りるため。</p> <p>なお、競争入札の場面において、透明性・中立性・公正性の観点から第三者機関が関与することが必要であることは必要であるが、対象事業の選定に当たっては、個々の事業の必要性や実施方法等についての政策判断が重要であり、それぞれの所管に応じた行政責任に基づいた判断を基本とすべきであり、このような点からも第三者機関の役割は限定的であるべき。</p>	<p>「市場化テスト」の目的は、公共サービスの不断の革新を行うことにより、税金の負担者・サービスの受益者である国民のニーズに応える公共サービスの効率化・質の維持向上を実現することにある。</p> <p>公共サービスの不断の革新に当たっては、各府省が、いわば「身を切る」こととなるものであり、このため、公共サービスの不断の革新、公共サービスの効率化・質の維持向上という「公共サービス効率化法(市場化テスト法)(仮称)」の目的を実現するために求められる透明性・中立性・公正性の確保の観点から、「市場化テスト」の対象事業の決定や官業の情報開示の徹底を含め、中立的かつ強力な「第三者機関」が、本提言のとおり十分関与していくことが不可欠であると考えている。</p>

<p>(厚生労働省)</p>	<p>同機関は、同設置目的を達成する上で営利的な民間事業者にも中立的であることが求められるため、同機関の構成員はその中立性について国会同意の手続き等の厳格な手続き審査を経て選任されるべきである。</p>	<p>「第三者機関」は、公共サービスの不断の革新、公共サービスの効率化・質の維持向上という「公共サービス効率化法(市場化テスト法)(仮称)」の目的を実現するとの基本的方向性に立ち、そのために求められる中立的な対応を行うことができるものとするのが重要と考えている。</p> <p>構成員の選任手続については、既往の様々な組織とのバランス等も考慮し、今後検討を進めることとなる。</p>
<p>(厚生労働省)</p>	<p>「情報開示の徹底」を「必要十分な情報開示」に改め、「間接費も含めた総費用(フルコスト)」を「民間事業者等が入札への参加を検討するに足る必要十分な情報」に改められたい。</p> <p>(理由)</p> <p>情報開示に当たっては、民間事業者が入札への参加を検討するにたる必要十分な情報開示を行えば足りるため。</p>	<p>「市場化テスト」の目的は、公共サービスの不断の革新を行うことにより、税金の負担者・サービスの受益者である国民のニーズに応える公共サービスの効率化・質の維持向上を実現することにある。</p> <p>公共サービスの不断の革新に当たっては、各府省がいわば「身を切る」こととなるものであり、このため、公共サービスの不断の革新、公共サービスの効率化・質の維持向上という「公共サービス効率化法(市場化テスト法)(仮称)」の目的を実現するため求められる透明性・中立性・公正性の確保の観点から、「市場化テスト」の対象事業の決定や官業の情報開示の徹底を含め、中立的な「第三者機関」が、本提言のとおり十分関与していくことが不可欠と考えている。</p>
<p>(国土交通省)</p>	<p>「骨太2005」で閣議決定した方針にそって、以下の表現とすべきである。</p> <p>また、「モデル事業」を通じて、以下のとおり、制度の本格的導入に向けた課題等が明らかとなった。(以下、略)</p> <p>今後、「市場化テスト」の本格的導入に向けて、上記の諸課題に適切に対処していくためには、官が行っている公共サービスについて、コスト等の情報開示の徹底、コストと質についての評価の適正化、民間事業者等からの提案に基づく幅広い対象事業を実現する事業選定手続の明確化、民間参入を阻害する規制の特例措置等を規定した法律を、<u>以下を参考としつつ、速やかに整備する必要がある。</u></p>	<p>当会議としては、「骨太2005」の閣議決定を踏まえ、「公共サービス効率化法(市場化テスト法)案」(仮称)の制定に向けて、さらに前進を図るため、本提言を作成したところであり、その意味で、本提言は「骨太2005」の方針に沿ったものであると考えている。</p> <p>本提言は、現時点までの当会議の検討状況を踏まえ、「公共サービス効率化法(市場化テスト法)案」(仮称)の構成等を取りまとめ、会議として公表するものである。その際、会議としては、各府省から御意見があれば、必要に応じ、それも併せて公表することとしており、今回、貴省も含めて各省に照会させていただいたところである。</p> <p>当会議としては、こうした提言の作成・公表等も、公共サービスの提供者である関係府省や公共サービスの受益者たる国民など関係方面との協議・意見交換のプロセスを構成する重要な一部と理解している。</p> <p>今回の作業スケジュールについては、御理解と御協力をお願いしたいが、今後とも、平成17年度中に「公共サービス効率化法(市場化テスト法)案」(仮称)を国会に提出し、平成18年度から制度の本格的導入を実現するため、関係府省及び関係方面との意見調整を行って参る所存である。</p>

<p>(3)市場化テストの本格的導入に向けた今後の取組 (厚生労働省)</p>	<p>以下のように修文されたい。</p> <p>「公共サービスの効率化を図るため、市場化テストの本格的導入に向けて、制度の整備を図る。そのため、「規制改革・民間開放推進3カ年計画(改定)」を踏まえ、第三者機関の在り方等諸課題を十分に検討し、公共サービスの質の維持向上・経費の削減等に資するよう、「公共サービス効率化法(市場化テスト法)案(仮称)」を平成17年度中に国会に提出すべく、速やかに準備する。」</p> <p>(理由)</p> <p>市場化テストについては、本年よりそれぞれ1年間モデル事業を実施することとなっているところである。モデル事業について、事業が開始されればかりであり、未だ何の評価もなされていない現時点において平成18年度から市場化テストを本格的に導入することや、法案を早急に制定することは時期尚早であり、様々な検討が必要である。現段階における記述としては、関係者間に合意の得られている「骨太の方針2005」の記述ぶりに合わせる事が適当である。</p>	<p>「モデル事業」は、本来、市場化テストの是非を決めるためのものではなく、その18年度からの本格的導入を前提として、そのために必要な制度設計上の具体的な問題点を明らかにするために導入したものである。</p> <p>また、「モデル事業」を通じて、既に、官が行っている公共サービスについて、コスト等の情報開示の徹底、コストと質についての評価の適正化、民間事業者等からの提案に基づく幅広い対象事業を実現する事業選定手続の明確化、民間参入を阻害する規制の特例措置等を規定した法律を制定する必要があることが明らかとなっている。(本提言1.(2)のとおり)</p> <p>従って、「モデル事業」の終了を待たねば一切の評価を行わず、法案の策定も行うべきではないとの見方は妥当ではない。</p> <p>上記のとおり、限られた財源の中で公共サービスの質の維持向上が強く求められている現下の厳しい情勢を十分に認識し、速やかな改革を志向すべきである。</p>
<p>(国土交通省)</p>	<p>「骨太2005」で閣議決定した方針にそって、以下の表現とすべきである。</p> <p><u>公共サービスの効率化を図るため、市場化テストの本格的導入に向けて、制度の整備を図る必要がある。</u></p> <p><u>そのため、「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」(平成17年6月21日閣議決定)を踏まえ、第三者機関の在り方等諸課題を十分に検討し、公共サービスの質の維持向上・経費の削減等に資するよう、「公共サービス効率化法(市場化テスト法)案」(仮称)を平成17年度中に国会に提出すべく、速やかに準備すべきである。</u></p>	<p>当会議としては、「骨太2005」の閣議決定を踏まえ、「公共サービス効率化法(市場化テスト法)案」(仮称)の制定に向けて、さらに前進を図るため、本提言を作成したところであり、その意味で、本提言は「骨太2005」の方針に沿ったものであると考えている。</p> <p>第三者機関等についても、「骨太2005」に基づき、その在り方等諸課題を十分に検討した上で、本提言においてこれらについての考え方を具体的に記したものである。</p> <p>当会議としては、こうした提言の作成・公表等も、公共サービスの提供者である関係府省や公共サービスの受益者たる国民など関係方面との協議・意見交換のプロセスを構成する重要な一部と理解している。</p> <p>今回の作業スケジュールについては、御理解と御協力をお願いしたいが、今後とも、平成17年度中に「公共サービス効率化法(市場化テスト法)案」(仮称)を国会に提出し、平成18年度から制度の本格的導入を実現するため、関係府省及び関係方面との意見調整を行って参る所存である。</p>

(文部科学省)

市場化テストの本格的導入に向け、法的枠組みも含めた制度整備の検討に当たっては、今年度試行的に実施するモデル事業を十分に検証し、モデル事業で明らかになった問題点や法的な問題点、民間事業者等が落札した場合の公務員等の処遇等についても十分議論した上で、法的枠組みを含めた制度の要否、対象事業も含めたその在り方について検討するべきである。

このことから、今回の意見照会は、その協議の前提となる条件を欠いており、かつ、この提言が閣議決定でなく、会議として決定するという性格のものであることから、個々の記載については、今後の市場化テストにかかる協議等を何ら拘束するものではないと理解している。

以上の基本的認識に立ちつつ、特に以下の点については最低限修文すべきと考える。

「市場化テスト」の平成 18 年度からの本格的導入に向け、速やかに制度の整備を図る必要がある。

このため、「規制改革・民間開放推進 3 か年計画(改定)」(平成 17 年 3 月 25 日閣議決定)及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005」(平成 17 年 6 月 21 日閣議決定)を踏まえ、公共サービスの質の維持向上・経費の削減等に資するよう、「公共サービス効率化法(市場化テスト法)案(仮称)」を平成 17 年度中に策定し、国会に提出するべく、速やかに準備するべきである。

(理由)

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005」(平成 17 年 6 月 21 日閣議決定)においては、上記の基本的認識に立ち、「市場化テスト」の本格的導入に向け「公共サービス効率化法(市場化テスト法)案(仮称)」を平成 17 年度中に国会に提出するべく、速やかに準備すべき旨の方針が示されているものと承知しており、その後に政府全体として方針の変更がなされていない状況では、閣議決定の記述に合わせるべきである。

(中略)

同法の対象事業検討対象となりうる事業については、~~想定される公共サービスすべてとし、これは、一~~国(各府省の内部部局、外局、地方支分部局に加え、独立行政法人等を含む。)及び地方公共団体の~~が~~実施するすべての事業とする。

当会議としては、「民でできるものは民へ」の構造改革の具体化や、限られた財源の中で公共サービスの質の維持向上が求められている現下の厳しい情勢の下、これまで官が独占してきた公共サービス全般について、その必要性や効率性を不断に見直すことが不可欠と考えている。

「市場化テスト」は、これを実現する極めて重要な手法であり、官の世界に競争原理を初めて導入し、これまでの官における仕事の流れや公共サービスの提供の在り方(官の独占)を改革するものである。

上記の認識に立ち、「市場化テスト」を速やかに平成 18 年度から本格的に導入すべきと考えており、また、「公共サービス効率化法(市場化テスト法)」(仮称)においては、あらかじめ特定の聖域を設けることなく、個々の公共サービスの政策目的を踏まえ、税金の負担者・サービスの受益者である国民のニーズに応える公共サービスの効率化・質の維持向上を実現すべく、すべての公共サービスを対象に検討するものとするべきと考える。

なお、民間事業者等から具体的提案があった場合、各府省が、これらの提案を採用すべきでないとの判断をする場合には、不採用とする論拠を、客観的なデータ等と併せて拳証し、この点についても「第三者機関」の評価を受け、内閣総理大臣の強力なリーダーシップの下、市場化テストの具体的な対象事業等を閣議決定することを想定している。

	<p>(理由)</p> <p>閣議決定で「検討」対象とされた記載について、特段の説明がないまま「検討」が外れており、どのような経緯で同法の対象がすべての公共サービスとすることになったのか不明である。また、照会されているような文案では、行政的な検討や判断を十分に行わずに、自動的に市場化テストの対象となるもので不適切であり、閣議決定の記載に合わせるべきである。</p> <p>さらに、独立行政法人は、民間にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、国とは独立した法人という形態で設置され、業務を行っているものであり、当該法人の固有業務や3～5年の中期目標期間終了時の見直しが法定化されているところである。従って、個別の独立行政法人の具体的な業務を市場化テストの対象とするかどうかの判断に当たっては、今後検討される市場化テストの制度設計、独立行政法人の業務の性格等を総合的に勘案する必要がある。</p> <p>なお、中期目標の変更については、特段の事情がある場合に限り行うこととし、独立行政法人の自律性・自主性が損なわれないよう配慮する必要があることにも十分留意すべきである。</p>	
<p>(国土交通省)</p>	<p>「骨太2005」で閣議決定した方針にそって、以下の表現とすべきである。</p> <p>以下を参考としつつ、「市場化テスト」を推進するための法律(以下「公共サービス効率化法(市場化テスト法)(仮称)」という。)を国会に提出すべく、速やかに準備すべきである。</p>	<p>当会議としては、「骨太2005」の閣議決定を踏まえ、「公共サービス効率化法(市場化テスト法)案」(仮称)の制定に向けて、さらに前進を図るため、本提言を作成したところであり、その意味で、本提言は「骨太2005」の方針に沿ったものであると考えている。</p> <p>当会議としては、こうした提言の作成・公表等も、公共サービスの提供者である関係府省や公共サービスの受益者たる国民など関係方面との協議・意見交換のプロセスを構成する重要な一部と理解している。</p> <p>今回の作業スケジュールについては、御理解と御協力をお願いしたいが、今後とも、平成17年度中に「公共サービス効率化法(市場化テスト法)案」(仮称)を国会に提出し、平成18年度から制度の本格的導入を実現するため、関係府省及び関係方面との意見調整を行って参る所存である。</p>

<p>以下を主な内容とする、「市場化テスト」を推進するための一本の法律（以下「公共サービス効率化法(市場化テスト法)（仮称）」という。）の制定を図るべきである。ア 基本的構成・目的等に関する事項 (厚生労働省)</p>	<p>「最大限尊重」を「尊重」に改め、「かつ強力」を削除し、「情報開示の徹底」を「必要十分な情報開示」に改められたい。 (理由) 「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」(平成17年3月25日閣議決定)の表現にあわせるため。 なお、市場化テストの対象項目の選定に当たっては、個々の公共サービスの政策目的を踏まえ、受注主体としての民間事業者のみならず、税金の負担者・サービスの受益者である国民や企業の観点から検討を行うべきである。</p>	<p>公共サービスの要否やその提供の在り方については、税金の負担者・サービスの受益者である国民等の観点から検討すべきであるのは、御指摘のとおりである。このような観点到立った場合、個々の公共サービスの政策目的を踏まえ、国民のニーズに応えるより質の高いサービスをより効率的に提供することが不可欠である。 「市場化テスト」の対象事業の選定は、まさにこうした要請に応えるため、公共サービスに関する徹底した情報開示の下、民間提案を最大限尊重し、中立的かつ強力な「第三者機関」の関与の下、誰がサービスを提供することが、真に国民のニーズに資するかという観点から、実施されるものである。</p>
<p>(国土交通省)</p>	<p>同法の対象事業検討対象となりうる事業については、想定される公共サービスすべてとし、これは一國(各府省の内部部局、外局、地方支分部局に加え、独立行政法人等を含む。)及び地方公共団体のが実施するすべての事業とする。 (理由) 「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」の記載のように検討対象なりうる事業は国等が実施するすべての事業としつつも、すべての事業をその性質等を考慮せずに実施の対象とする記載内容には問題がある。具体的には ・少数意見も反映した議会の監視等民主的コントロールが及ぶ国等において実施した方がよい事務・事業はどのようなものであり、市場競争により民間が実施した方がよいものはどのようなものであるか ・平成16年3月19日に閣議決定された規制改革・民間開放推進3か年計画等において「国民生活の安全面の確保等に関する行政責任の在り方についての観点にも留意しつつ」とされているが、この点についてどのように留意するのか ・行政判断を伴う事務及び行政権の行使を伴う事務については指定管理者制度が創設された際にも民間に開放することは適当でないとして整理されていること 等を踏まえ、市場化テストに馴染むもの、除外すべきものにタイプ分けし実際に対象とする事業を選別すべきである。 さらに、独立行政法人の業務については、「骨太2005」において、「中期目標の期間の終了時における評価等との連携を含め、導入を適切に進める」としたところであり、独立行政法人の業務を対象事業とする前に、中期目標の期間の終了時における評価等との連携方法等についての具体的な検討を行うことが先決であると考えらる。</p>	<p>対象事業については、既に「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」(平成17年3月25日閣議決定)において、「市場化テストの検討対象となり得る事業は、全ての官業とする。」とされているところであり、本提言では、この趣旨を踏まえ、対象事業の決定につき、ア prioriに例外を設けることなく、民間提案を最大限尊重しつつ検討し、「第三者機関」の議を経て、「基本方針」の閣議決定において決定することを明らかにしているところである。 「公共サービス効率化法(市場化テスト法)（仮称）」は、全ての公共サービスにつき、誰がこれを実施することが、国民のニーズに応え、公共サービスの効率化、質の維持向上を実現する上で最も望ましいかを、当該サービスの性質等を考慮した上で決しようとするものであり、全ての事業をその性質を考慮せずに官民競争入札の対象とする趣旨ではない。 民間事業者が落札した場合、当該民間事業者は、官との契約に基づいて当該公共サービスを実施することとなる。が、その場合であっても、本来行政機関が国民や国会に対して負っている責任を、民間事業者に安易に転嫁することは適当ではなく、このような考え方に立って制度が構築・運用されていくべきものと考えている。 その上で、行政機関が国民や国会に対して負っている責任を果たす上で、落札した民間事業者にどのような責務を課すべきかについては、個々の公共サービスの態様を踏まえ、具体的な契約条件等により設定されていくことを想定している。 他方で、ご指摘の行政判断を伴う事務、行政権の行使を伴う事務、あるいは公権力の行使に該当する業務といっても、その内容は様々であり、これらについてもア prioriに検討対象から除外するのではなく、誰がどのようにこれを実施することが、税金の負担者・サービスの受益者である国民のニーズに応える公共サービスの効率化・質の維持向上の観点から最も望ましいか</p>

		<p>という観点から検討をすることが必要であると考え。</p> <p>独立行政法人については、当会議としては、中期目標の見直し時期に関わらず、市場化テストの対象事業となりうるものと考えており、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）においても、中期目標期間における中期目標、中期計画等の変更が予定されているところである。本件については、独立行政法人制度の趣旨も踏まえ、総務省等の制度官庁と調整してまいりたい。</p>
<p>イ「基本方針」に関する事項 （厚生労働省）</p>	<p>「第三者機関」の議を経て」を削除されたい。 （理由） 第三者機関の権能については、あくまで競争条件の均一化のためのものに限定されるべきであり、対象事業の選定に当たっては、個々の事業の必要性や実施方法等についての政策判断が重要であり、それぞれの所管に応じた行政責任に基づいた判断を基本とすべきであるため。</p>	<p>「市場化テスト」の目的は、公共サービスの不断の革新を行うことにより、国民のニーズに応える公共サービスの効率化・質の維持向上を実現することにある。</p> <p>さらに、公共サービスの不断の革新に当たっては、各府省が、いわば「身を切る」こととなるものであり、このため、公共サービスの不断の革新、公共サービスの効率化・質の維持向上という「公共サービス効率化法（市場化テスト法）（仮称）」の目的を実現するため求められる透明性・中立性・公正性の確保の観点から、右基本方針の決定も含め、中立的な「第三者機関」が、本提言のとおり十分関与していくことが不可欠であると考えている。</p>
<p>（農林水産省）</p>	<p>以下のとおり修文。 「内閣総理大臣は、毎年度、公共サービスに関する必要十分な情報開示の下、民間事業者等からの提案を幅広く受け付け、<u>公権力の行使に当たる業務や国民の安全に関わる業務を除き、実需を十分に踏まえ、</u>以下を主な内容とする「基本方針」の案を作成し、「第三者機関」の議を経て、閣議の決定を求め、決定後速やかに公表する。」</p> <p>（理由） 公共サービスのうち、市場化テストの対象とすべきではないことが明らかなるものを対象から除外する仕組みを設けるべきであるため。 また、提案者が、業務を実際に実施する能力を備えていない場合など、競争入札が行われない可能性があるものについて、徒に各省の負担を増加させないため、事前に十分なチェックを行うことが適当であるため。</p>	<p>当会議としては、「民でできるものは民へ」の構造改革の具体化や、限られた財源の中で公共サービスの質の維持向上が求められている現下の厳しい情勢の下、これまで官が独占してきた公共サービス全般について、その必要性や効率性を不断に見直すことが不可欠と考えている。</p> <p>「市場化テスト」は、これを実現する極めて重要な手法であり、官の世界に競争原理を初めて導入し、これまでの官における仕事の流れや公共サービスの提供の在り方（官の独占）を改革するものである。</p> <p>上記の認識に立ち、「市場化テスト」を速やかに平成 18 年度から本格的に導入すべきと考えており、また、「公共サービス効率化法（市場化テスト法）」（仮称）においては、例えば、「公権力の行使」に当たる業務であったとしても、あらかじめ特定の聖域を設けることなく、個々の公共サービスの政策目的を踏まえ、税金の負担者・サービスの受益者である国民のニーズに応える公共サービスの効率化・質の維持向上を実現すべく、すべての公共サービスを対象に検討するものとするべきと考える。</p> <p>なお、民間事業者等から具体的提案があった場合、各府省が、これらの提案を採用すべきでないとの判断をする場合には、不採用とする論拠を、客観的なデータ等と併せて拳証し、この点についても「第三者機関」の評価を受け、内閣総理大臣の強力なリーダーシップの下、市場化テストの具体的な対象事業等を閣議決定することを想定している。</p>

<p>ウ官民競争入札の実施に関する事項（ア） （厚生労働省）</p>	<p>「最大限尊重」を「尊重」に改め、「第三者機関」の議を経て」を削除されたい。 （理由） 「規制改革・民間開放推進3か年計画（改定）」の表現に合わせるため。 また、第三者機関の権能については、あくまで競争条件の均一化のためのものに限定されるべきであるため。 なお、行政庁はそれぞれの政策を的確に実施する責任を負っており、行政責任が果たせなくなるような行政内部の情報交換の遮断は、かえって国民に対して不利益をもたらすものである。</p>	<p>「官民競争入札の実施に関する方針」は、個々の対象となる公共サービスごとに、その政策目的や態様等を踏まえ、策定されるものである。 「市場化テスト」の目的は、公共サービスの不断の革新を行うことにより、国民のニーズに応える公共サービスの効率化・質の維持向上を実現することであり、この点を踏まえ、右実施方針が策定されるべきことは言うまでもない。 また、民間事業者等からの改善提案を最大限尊重することにより、このように国民のニーズに応えるより良い公共サービスの実現が可能となる。 さらに、公共サービスの不断の革新に当たっては、各府省が、いわば「身を切る」こととなるものであり、このため、公共サービスの不断の革新、公共サービスの効率化・質の維持向上という「公共サービス効率化法（市場化テスト法）（仮称）」の目的を実現するため求められる透明性・中立性・公正性の確保の観点から、右実施方針の決定も含め、中立的な「第三者機関」が、本提言のとおり十分関与していくことが不可欠であると考えている。 なお、官内部において競争上不公正な情報交換を遮断することは、官が競争入札の一方当事者となる以上当然に必要な措置であり、「規制改革・民間開放推進3か年計画（改定）」（平成17年3月25日閣議決定）においても規定しているところである。</p>
<p>（厚生労働省）</p>	<p>「当該方針を決定し、公表するものとする。」の後に「なお、当該右方針においては特定の民間事業者等に有利になるものとならないよう必要の措置を講ずることとする。」を記載されたい。 （理由） 「官民競争入札の実施に関する方針」の記載内容には、要求水準、評価基準の具体的内容、契約条件の具体的な内容等の民間の意見を取り入れるべきでない事項もある。こうした事項に民間の意見を盛り込むことは、公共サービスの実施にあたり不当に利益追求の観点が含まれることとなり、公共サービスを実施する上で不適正となる。加えて、当該記載内容については、情報の公平性の観点も非常に重要である。</p>	<p>「官民競争入札の実施に関する方針」は、個々の対象となる公共サービスごとに、その政策目的や態様等を踏まえ、策定されるものである。 「市場化テスト」の目的は、公共サービスの不断の革新を行うことにより、国民のニーズに応える公共サービスの効率化・質の維持向上を実現することであり、この点を踏まえ、右実施方針が策定されるべきことは言うまでもない。 また、民間事業者等からの改善提案を最大限尊重することにより、このように国民のニーズに応えるよりよい公共サービスの実現が可能となる。 右実施方針の策定に当たっては、公共サービスの不断の革新、公共サービスの効率化・質の維持向上という「公共サービス効率化法（市場化テスト法）（仮称）」の目的を実現するため求められる透明性・中立性・公正性の確保の観点から、「第三者機関」の議を経て決定することとしており、これにより、特定の府省や民間事業者等に有利とならないよう、制度的に担保するものである。</p>

<p>(厚生労働省)</p>	<p>「公共サービスの確実な提供の担保に関する事項(入札者が現れなかった場合の措置等を含む)」と修正されたい。</p> <p>(ア)のfにおいて、「公共サービスの確実な提供の担保に関する事項」とあるが、競争入札の際に入札者が現れなかった場合に実施が必要な公共サービスが実施されなくなる場合が想定されるため。</p>	<p>当会議としても、「公共サービスの確実な提供の担保に関する事項」は、個々の対象となる公共サービスの態様等に応じ、競争入札の際に入札者が現れなかった場合の措置も含めて規定することを想定している。</p>
<p>(イ) (厚生労働省)</p>	<p>「第三者機関」の議を経て」を削除すべき</p> <p>(理由)</p> <p>第三者機関の権能については、あくまで競争条件の均一化のためのものに限定されるべきであり、落札者の決定に当たっては、それぞれの契約担当官が行政責任に基づいて行うものことから、行政権限をないがしろにするような第三者機関の関与は適当ではなく、各契約担当官がそれぞれ責任を負う仕組みとすべきであるため。</p> <p>また、すべての市場化テストの落札につき1つの機関である「第三者機関」の議を経ることは機動性に欠け、かえって市場化テストの弊害となるため。</p>	<p>「市場化テスト」の目的は、公共サービスの不断の革新を行うことにより、国民のニーズに応える公共サービスの効率化・質の維持向上を実現することにある。</p> <p>官民競争入札の落札者選定に当たっては、競争の一方当事者である当該府省のみの判断で、自らと民とを比較して落札者を選定することとするのは、公共サービスの不断の革新、公共サービスの効率化・質の維持向上という「公共サービス効率化法(市場化テスト法)(仮称)」の目的を実現するため求められる透明性・中立性・公正性の確保の観点から見て、制度上懸念が払拭し得ないため、中立的な「第三者機関」が、本提言のとおり十分関与していくことが不可欠であると考えている。</p>
<p>(ウ) (厚生労働省)</p>	<p>モニタリングは確かに重要であるが、モニタリングに係る行政コストを勘案し、どの程度のモニタリングが妥当であるのかを検討すべき。</p>	<p>これまで「官が行っている」ということをもって、事業の成果やコストに関するモニタリングがほとんど実施されてこなかったことに大きな問題がある。</p> <p>今後は、個々の対象となる公共サービスごとに「官民競争入札の実施に関する方針」が策定され、適切にモニタリングが行われるべきものと考えている。</p>
<p>(エ) (厚生労働省)</p>	<p>(エ)中「ただし、」の段落を削除すべきである。</p> <p>(理由)</p> <p>(エ)中、「上記(ウ)に規定するモニタリング(監督・検査等)の結果等を踏まえ」と記載があるが、第三者機関のモニタリングは、「当該公共サービスを落札条件・契約条件に従って適切に提供していくことを確保するため」のモニタリングであり、公共サービスを廃止することが適当と評価する際に踏まえるものではないと思料される。公共サービスを廃止するかどうかは、それぞれの施策に対して行政責任を持つものが最終的に判断すべきであり、モニタリングの結果により廃止されるべきではない。</p>	<p>「公共サービス効率化法(市場化テスト法)(仮称)」の目的は、税金の負担者・サービスの受益者たる国民のニーズに応えるため、公共サービスの不断の革新を通じ、公共サービスの効率化・質の維持向上を実現する点にあり、「第三者機関」は、本目的を達成するための中核的な機関として、公共サービスの徹底した情報開示と全ての実施プロセスの監視等を行うものである。</p> <p>従って、官民競争入札において落札した事業者が事業を実施する過程においても、「第三者機関」は、単に落札・契約条件に従った適切なサービスの提供が確保されているかにつきモニタリングを行うのみならず、その過程のなかで明らかとなったデータ等に基づき、税金の負担者・サービスの受益者である国民のニーズを踏まえ、当該公共サービスの要否やその在り方について、上記の法目的を達成する観点から不断の検証を行うことが重要と考えている。</p>

<p>(オ) (厚生労働省)</p>	<p>全文を削除されたい。 (理由) 市場化テストの対象とならず、既に民間委託を行っている事業については、これらのモニタリング等に係る管理コストを勘案すれば、これらの事業についてこのような手続きを行うべきではないため。</p>	<p>既に民間委託を行っている事業についても、それが官業と類似の形態で、必ずしも競争原理にさらされず、また、民間の創意工夫がいかされていない場合がある。 このような観点から、必要と判断される場合は、「モデル事業」の例に見る官がいわゆる「不戦敗」によって競争入札に参加しない事業についても、官民競争入札の対象とする公共サービスに準ずる事業として、本提言で記載した一連の手續に沿って、規制の特例措置の適用、「第三者機関」の監視等の必要な措置を講ずることが必要と考えている。</p>
<p>エ 規制の特例措置に関する事項 (厚生労働省)</p>	<p>落札後に「規制の特例措置の適用に関する計画」をつくって認定する趣旨が不明である。特例措置の適用が検討された後、入札が行われ、落札者が決定されるのであって、特例措置の適用云々は落札者決定の際に確認する事項である。つまり、入札の時点で規制の特例が認められるかどうか分からない状態では企画の評価はできないことから、規制の特例が認められるかどうかは入札の前に明らかになっている必要がある。 仮に特例措置の適用が落札者決定後に検討されれば、落札契約等に影響が生じ、それは適正な入札が行われたとは言えない状況となる。よって、事後認定の意味がないと料する。さらに、この計画の策定と構造改革特区制度の規制の特例措置との整合性が整理されていない。 規制の特例措置の適用については、規制の内容・目的に応じて個々に判断すべきであり、「不断の革新に資する」という抽象的な基準で判断すべきではない。 したがって、「エ 規制の特例措置に関する事項」を規定するならば、落札者決定時の評価との関係性等について十分に整理する必要がある。</p>	<p>全国的かつ恒久的な規制改革が行われれば「規制の特例措置」を講ずる必要はないが、現実的には、まずは期間（契約期間）や特定の事業所等に限って民間に公共サービスの提供を委ねるとの判断がなされる場合も多いとの想定の下、本措置を制度化し、期間や特定の事業所等に限って特例措置を適用することとするものである。 「規制の特例措置」の具体的な内容については、構造改革特区制度のプロセスと同様に、「基本方針」の一環として、「市場化テスト」の対象事業とともに閣議決定され、これに従い、法律上の措置を要する場合には「公共サービス効率化法（市場化テスト法）(仮称)」の改正により、その具体的な内容が法定化されることを想定している。その上で、「官民競争入札の実施に関する方針」が決定され、官民競争入札が行われることを想定している。 「規制の特例措置の適用に関する計画」の申請・認定は、当該特例措置が具体的に適用されるよう、いわば形式的に狙いを定めて「引き金」を引くものであり、落札者の選定に当たっては、当該特例措置が適用されることを前提として評価が行われることを想定している（したがって、落札者決定の際に当該特例措置の適用がないという状況を作出されることのない仕組みを想定している。） 規制の特例措置の適用については、同法の目的である公共サービスの不断の革新、公共サービスの効率化・質の維持向上等に資するものであるかを判断し、法律上の措置であれば同法に規定する規制の特例措置の内容に照らして認定されることを想定している。 なお、本措置は、構造改革特区制度とは異なり、上記のとおり、期間や特定の事業所等に限って特例措置を適用することを想定している。</p>

<p>(厚生労働省)</p>	<p>地方公共団体については、提案主体となるか、入札候補の対象となるかについて、明確に示されていないところであるが、エ(ア)において、民間事業者等(地方公共団体を含む)とされているのはどのような趣旨か、お示しいただきたい。</p> <p>仮に、入札候補となった場合、官官競争となり、制度趣旨にそぐわないことになりはしないか。</p>	<p>「公共サービス効率化法(市場化テスト法)(仮称)」は、官の独占ではなく競争を通じた公共サービスの不断の革新、公共サービスの効率化・質の維持向上を目的とするものである。</p> <p>地方公共団体が、その行政目的に従い独自の判断で、国の特定の事業を国に代わって自ら実施することを提案し、実際に落札者として当該事業を行っていくことを可能とすることは、それが当該公共サービスの効率化・質の維持向上につながる以上望ましいものと考えており、「官官競争」となったとしても、本制度の趣旨に沿うものと考えている。</p>
<p>(国土交通省)</p>	<p>関連する規制改革について、特例制度として構成することの必要性、合理性、実現性等について、十分なお説明がないことから、今後、内閣府において十分に検討を行うこととし、その際、検討状況については、当省を含む関係府省及び関係方面に対して、適切に情報提供を行い、その上で、十分な時間的余裕を持って協議・調整することとされたい。</p>	<p>全国かつ恒久的な規制改革が行われれば「規制の特例措置」を講ずる必要はないが、現実的には、まずは期間(契約期間)や特定の事業所等に限って民間に公共サービスの提供を委ねるとの判断がなされる場合も多いとの想定の下、本措置を制度化し、期間や特定の事業所等に限って特例措置を適用することとするものである。</p> <p>「規制の特例措置」の具体的な内容については、構造改革特区制度のプロセスと同様に、「基本方針」の一環として、「市場化テスト」の対象事業とともに閣議決定され、これに従い、法律上の措置を要する場合には「公共サービス効率化法(市場化テスト法)(仮称)」の改正により、その具体的な内容が法定化されることを想定している。その上で、「官民競争入札の実施に関する方針」が決定され、官民競争入札が行われることを想定している。</p> <p>「規制の特例措置の適用に関する計画」の申請・認定は、当該特例措置が具体的に適用されるよう、いわば形式的に狙いを定めて「引き金」を引くものであり、落札者の選定に当たっては、当該特例措置が適用されることを前提として評価が行われることを想定している(したがって、落札者決定の際に当該特例措置の適用がないという状況を作成されることのない仕組みを想定している。)</p> <p>規制の特例措置の適用については、同法の目的・基本理念である公共サービスの不断の革新・公共サービスの質の維持向上等に資するものであるかを判断し、法律上の措置であれば同法に規定する規制の特例措置の内容に照らして認定されることを想定している。</p> <p>なお、本措置は、構造改革特区制度とは異なり、上記のとおり、期間や特定の事業所等に限って特例措置を適用することを想定している。</p> <p>今後とも、平成17年度中に「公共サービス効率化法(市場化テスト法)案」(仮称)を国会に提出し、平成18年度から制度の本格的導入を実現するため、関係府省及び関係方面との意見調整を行って参る所存である。</p>

<p>オ 「第三者機関」に関する事項 (厚生労働省)</p>	<p>「かつ強力」、「なお、「第三者機関」の具体的権能(事業内容)については、すべての実施プロセスの監視等の一環として、上記「官民競争入札の実施に関する方針」の策定に際し、官業の徹底した情報開示を図るため、自らが実態調査等を行うことも可能とすべきである。」及び「民間人を中心とした」を削除願いたい。</p> <p>(理由)</p> <p>「かつ強力」の削除については、「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」の表現にあわせるため。</p> <p>第三者機関の権能については、あくまで競争条件の均一化のためのものに限定されるべきであるため。</p> <p>また、第三者機関の中立性を担保するためには民間人が中心となることは不適当と考えられるため。</p> <p>競争入札の場面において、透明性・中立性・公正性の観点から第三者機関が関与することが必要であることは認めるが、公共サービスの実施に当たっては、個々の事業の必要性や実施方法等についての政策判断が重要であり、それぞれの所管に応じた行政責任に基づいた判断を基本とすべきであり、第三者機関の役割は限定的であるべき。</p>	<p>「市場化テスト」の目的は、公共サービスの不断の革新を行うことにより、税金の負担者・サービスの受益者である国民のニーズに応える公共サービスの効率化・質の維持向上を実現することにある。</p> <p>公共サービスの不断の革新に当たっては、各府省がいわば「身を切る」こととなるものであり、このため、公共サービスの不断の革新、公共サービスの効率化・質の維持向上という「公共サービス効率化法(市場化テスト法)(仮称)」の目的を実現するため求められる透明性・中立性・公正性の確保の観点から、「市場化テスト」の対象事業の決定や官業の情報開示の徹底を含め、中立的かつ強力な「第三者機関」が、本提言のとおり十分関与していくことが不可欠と考えている。</p> <p>「第三者機関」の体制については、公共サービスの不断の革新、公共サービスの効率化・質の維持向上という「公共サービス効率化法(市場化テスト法)(仮称)」の目的を実現するという前提の下で求められる上記の透明性・中立性・公正性を確保する観点から、本提言に規定する権能を実際に果たし得るものとするべく、専門的な知見・ノウハウを有する民間人を中心とした優秀なスタッフを一定程度有するものとするべきと考えている。</p> <p>なお、本提言に述べる「市場化テスト」における「中立性」の概念とは、「第三者機関」に関わるものも含め、上記の前提の下で、「市場でできることは市場で行わせる」、「官業に対して民業の効率性との対比で費用対効果を厳格に検証する」という基本的な立場に立ち、それを特定の府省や民間事業者との関係でバイアスをかけることなく実際の法の運用に当てはめることができるという性質を意味するものである。</p>
<p>イ、ウ、オ 「第三者機関」に関する事項 (国土交通省)</p>	<p>第三者機関の役割について、例えば落札者の決定に当たって、第三者機関の議を経る等の記載内容があるが、明らかに各省庁の所管に応じた行政責任に基づき実施すべきものまで、第三者機関が直接的に関与することは、機動性、効率的等の観点からも問題があるものと思料。「骨太2005」においても、法案の準備に当たって、「第三者機関の在り方等諸課題を十分に検討」とされたところであり、今後、内閣府において十分に検討を行うこととし、その際、検討状況については、当省を含む関係府省及び関係方面に対して、適切に情報提供を行い、その上で、十分な時間的余裕を持って協議・調整することとされたい</p>	<p>「市場化テスト」の目的は、公共サービスの不断の革新を行うことにより、税金の負担者・サービスの受益者である国民のニーズに応える公共サービスの効率化・質の維持向上を実現することにある。</p> <p>公共サービスの不断の革新に当たっては、各府省が、いわば「身を切る」こととなるものであり、このため、公共サービスの不断の革新、公共サービスの効率化・質の維持向上という「公共サービス効率化法(市場化テスト法)(仮称)」の目的を実現するために求められる透明性・中立性・公正性の確保の観点から、「市場化テスト」の対象事業の決定も含め、中立的な「第三者機関」が、本提言のとおり十分関与していくことが不可欠であると考えている。</p> <p>なお、このような「第三者機関」は、上記の「公共サービス効率化法(市場化テスト法)(仮称)」の目的を実現するとの基本的方向性に立ち、その</p>

		<p>ために求められる中立的な対応を行うことができるものとするのが重要と考えている。</p> <p>今後とも、平成 17 年度中に「公共サービス効率化法（市場化テスト法）案」（仮称）を国会に提出し、平成 18 年度から制度の本格的導入を実現するため、関係府省及び関係方面との意見調整を行って参る所存である。</p>
<p>カ その他 （厚生労働省）</p>	<p>国民に対し、公共サービスを確実に提供し、その水準を維持する必要があることから、民間が撤退した場合の代替措置、損害賠償責任、契約の目標が達成できなかった場合のペナルティ等についても法律の内容として併せて検討すべきである。</p>	<p>御指摘の点は、「官民競争入札の実施に関する方針」の中で、個々の対象となる公共サービスの態様等を踏まえ確定されていくことを想定しているが、制度の本格的導入に向け更に詳細につき調整してまいりたい。</p>
<p>（厚生労働省）</p>	<p>「カ その他」として「公務員制度関連（中略）等、既往の横断的法制度との関係を整理し、所用の措置を講ずるものとする」とのことだが、公務員の処遇等について具体的な措置としてはどのようなことをお考えかお示しいただきたい。市場化テストの実施に当たっては、公務員の処遇等について法的枠組みを整理すべきである。</p> <p>予算要求の在り方や入札の仕組み等について整理の上でお示しいただきたい。</p> <p>ある事業を市場化テストの対象とするかどうかの判断を行う際には、市場化テストが実施され、民間企業への業務委託が行われた後、民間企業が撤退し、他に業務委託を希望する民間企業がいなかった場合などのケースにおいて、業務の保障や業務の継続性はどのように担保するのかについて留意する必要がある。</p>	<p>民間事業者が落札した場合における公務員の処遇については、「規制改革・民間開放推進 3 年計画（改定）」（平成 17 年 3 月 25 日閣議決定）を踏まえ、各府省横断的な配置転換や、落札した民間事業者等の希望等も勘案した民間事業者等への移転を図ること等、スムーズな公務員等の配置転換・移転が行われる仕組みを引き続き検討してまいりたい。</p> <p>予算要求の在り方や入札の仕組みについては、既に制度所管省と調整を進めているところであり、調整が整った段階で改めてお示しいたいと考えている。</p> <p>御指摘の点については、民間企業との契約条項やその他の仕組みの作り込み等を通じて、引き続き留意して対応してまいりたい。</p>
<p>（国土交通省）</p>	<p>昨年の年末答申協議時に、「入札契約手続と会計法令等の調整や公務員等職員の処遇に関する適切な措置、その他円滑な実施のために必要な措置について、制度の本格的導入までに、内閣府が当省を含む関係府省と十分な時間的余裕をもって協議・調整し、措置する」ことを確認しているところ。</p> <p>これら既往の横断的法制度については、今回の中間とりまとめにおいて、検討の進捗を伺わせる特段の記載がないが、制度の本格的導入に向けた検討の中では、これらについても、内閣府が当省を含む関係府省と十分な時間的余裕をもって協議・調整し、措置されたい。</p>	<p>これらの点については、既に制度所管省と調整を進めているところである。今後とも、平成 17 年度中に「公共サービス効率化法（市場化テスト法）案」（仮称）を国会に提出し、平成 18 年度から制度の本格的導入を実現するため、関係府省及び関係方面との意見調整を行って参る所存である。</p>

3. 規制の見直し基準の策定等

事 項	意 見	当会議の見解
<p>1. 規制の見直し基準の策定 (2) 見直し基準の策定に当たっての検討 規制に関わる行政立法の整理・分類について 「行政基準」 ア 行政手続法上の審査基準・処分基準、その他の行政基準 (国土交通省)</p>	<p>「車両の通行の制限について」は、下級行政機関に対する上級行政機関の指揮命令である通達であるとは認識していない。実態として、処分庁である地方整備局が行政手続法上の審査基準を策定する際に、当該通達を踏まえることはあっても、地方整備局が当該通達に拘束されるような法的効果を有するものではない。(3) ア(ウ)の記述にあるように、「上級行政機関が下級行政機関に一定の事項を伝達するもの」と認識したがつて、法的拘束力のある指揮命令である通達の例として、引用するのは適当でない。</p>	<p>「車両の通行の制限について」は、複数の処分庁が統一的に判断を行うよう、上級行政機関が処分庁の拠るべき基準を定めることの典型例として引用したものである。いわゆる「通達」は、(3) ア(ウ)の記述にあるとおり、上級行政機関が下級行政機関に一定の事項を伝達するものであるが、その内容として下級行政機関に対する指揮命令の性格を持つものもあり、「車両の通行の制限について」のように法令解釈や許可を行う際の留意事項を提示するものは、かかる性格を有していると考え。よって、引用は適当であると考え。</p>
<p>(国土交通省)</p>	<p>国土交通省が所管する「床面積の算定方法について(昭和61年4月30日建設省住指発第115号)」の内容は、処分などの際の考慮要素を具体的に定めたもの、標準の定め、法令の定める要件を特定の類型の事案に適用した例の提示などであり、「法規命令」と適切な役割分担がなされているものであるので、『「法規命令」との適切な役割分担など、』との記述は不適當ではないかと考える。</p>	<p>「行政基準」の内容の例として、処分などの際の考慮要素を具体的に定めたもの、標準の定め、法令の定める要件を特定の類型の事案に適用した例の提示などを挙げているが、これらを「法規命令」として定めるべきか、「行政基準」として整理すべきかについては、今後精査していく必要があると考える。よって、「床面積の算定方法について」等、処分に関する技術的助言・勧告としての事項の提示に関する記述は、適当であると考え。</p>
<p>(3) 見直し基準の策定に向けた検討の方向性について 各類型における見直しの考え方 ア 「行政基準」(私人に対して間接的に法的効果を有するものとして整理されるもの) (ア)「行政基準」の内容の在り方 (総務省)</p>	<p>「規制改革の実効性が挙げられないといった問題が指摘されている」とあるが、具体的にどのような事実があるのか明示されたい。 また、住民福祉の増進を図るためには、地域の特性に応じて地方公共団体が事務処理を行うよう配慮すべきであり、全国的に統一して定めるべきものかどうか慎重な検討が前提として必要であるという視点を明確にする観点から「なお」以下を次のように修正されたい。 「なお、規制改革の実効性を確保する観点から、全国的に統一して定めるべき規律については法律又はこれに基づく政令等の「法規命令」で定めることにより、地方公共団体に対して法的拘束力を持たせることが必要な場合がある。地域の特性に応じて地方公共団体が事務処理を行うことができるよう配慮すべきであり、全国的に統一して定めるべきものかどうか慎重な検討が必要だが、法規命令と技術的助言との適切な役割分担が必要と考える。」</p>	<p>規制改革措置事項について地方自治体宛に技術的助言がなされたが、当該技術的助言を踏まえて規制改革を行った自治体と行っていない自治体があり、民間の広域的な業務の効率性等を阻害しているとの指摘がなされているところ。 また、地域の特性に対する配慮については、当会議としても、かかる視点を認識しつつ当会議の見解を述べているところ。</p>

<p>(4) 今後の検討の進め方について (国土交通省)</p>	<p>当該「行政基準」について見直すことは原則的には望ましいことであると考え、当該「行政基準」は、内容の専門性・高度な技術性等から法令で定めることが相応しくないものや社会経済情勢等に応じた機動的な対応が必要なものが主たるものであると思われる。</p> <p>そのため今後の検討の進め方としては、規制改革という観点だけではなく行政の迅速性・柔軟性・効率性への十分な配慮が必要であり、「…通知・通達等の外形の類型的整理と併せて、いかなる枠組みが適切かについて検討する…」を「…通知・通達等の外形の類型的整理と併せて、<u>行政の迅速性・柔軟性・効率性を損なわないよう十分に配慮しつつ</u>、いかなる枠組みが適切かについて検討する…」と修正されたい。</p>	<p>当会議のこれまでの審議においては、内容の専門性・高度な技術性の反映や機動的な対応等が法規命令で行えないとの結論には至っていない。当会議としては、寧ろそのような認識の下、本来「法規命令」とすべきものが「行政基準」として定められたり、本来の法の趣旨・内容を超えた過剰な規制が存在することが問題であると考えている。</p> <p>今後、個別の具体例のヒアリング等もさらに行いつつ、通知・通達等の外形の類型的整理や見直しの枠組みの検討を進めることとしている。</p>
--------------------------------------	---	--

「 2 . 官業の民間開放の推進 」における関係府省庁の主な意見

以下に「 2 . 官業の民間開放の推進 」に対して関係府省庁から寄せられた主な意見を掲載する。これら所管事業について更に民間開放できないとする理由の主なものに対する当会議の考え方については既に本文に述べたとおりである。また、その他の主張についても、現時点において、その合理性・正当性について必ずしも証明されているとは言いがたく、各府省において更に民間開放ができない旨主張するのであれば、本文に述べた当会議の考え方を踏まえた上で、なお議論に耐え得るデータに基づく説得的な理由を示すことが必要である。今後、2に掲げた検討事項例に限らず、会議における議論や、各府省庁との間で実施するヒアリング、協議、折衝等を通じ、官業の民間開放について網羅的に検討を進めることとしている。

事項（所管省）	意見
1 . 各分野における民間開放に向けた取り組み (1) 給付・徴収業務民間開放を推進するに当たった考え方 (a) 公権力の行使に関する記載 (財務省)	<p>国税の徴収に当たっては、適正な申告や納税を行っていない納税者に対して、税務署長が法律に則り、家屋の搜索や財産の差押え等の強制処分等を通じてその是正を図るという極めて強い権限が与えられている。これらは、国民の権利義務に直接影響を及ぼす国家固有の公権力の行使であり、このような公権力の行使に関する事務を民間企業に委託することは適当でない。</p> <p>仮に委託できるとしても、このような非常に強い公権力を民間に委託するためには、守秘義務やみなし公務員規定はもとより、設立や強制処分の執行に当たり国税当局の認可が必要となる等極めて強い規制が必要と考えられ、このような委託は民間開放とは言えないと考えられる。</p>
(b) 公平・中立に関する記載 (財務省)	<p>国税の徴収を利潤を追求する民間企業に委託した場合、民間企業であるが故に、徴収しやすい納税者の徴収を優先し事実関係が複雑で処理に時間を要する事案等への徴収を後回しにすることや、滞納者個々の実情を考慮せず一律に強制処分を執行すること等を防止することは困難であり、適正かつ公平な徴収が確保されないと考えられる。</p> <p>また、受託会社やその関係法人等の保有債権と国税債権が競合した場合、利益相反が生じる。</p>
(c) 個人情報に関する記載 (財務省)	<p>受託企業が国税の徴収を円滑に行うためには、国税当局が保有する納税者の取引・財産に関する情報など守秘性の極めて高い個人情報を提供する必要があるが、受託企業に守秘義務を課すことにより、国税当局がこのような情報を民間企業に提供することは、納税者との信頼関係が維持できるのかといった税務執行面への影響等を考慮すると守秘義務上困難と考えられる。</p> <p>また、受託企業が民間企業であるが故に、納税者が賦課・徴収に必要な自らの個人情報を受託企業に開示せず、円滑な賦課・徴収が行えないおそれがある。</p>
民間開放によって徴収業務の効率性の向上等が期待できる等の記載 (財務省)	<p>国税については、平成 14 年度において徴収決定した税額（徴収決定済額）のうち 97.6%が期限内に収納されており、滞納となったものは、2.4%程度である。</p> <p>また、滞納となったものは早期に厳正・的確な滞納整理を進めており、その結果、翌年度（平成 15 年度末）までに徴収決定済額の 99.5%が徴収され、滞納残高もここ 5 年連続して減少しているところである。</p> <p>なお、残りの 0.5%についてもさらに厳正な滞納整理を実施しているところである。</p> <p>このように国税の徴収は国税当局の責務において厳正・的確に実施しているところであり、民間開放により徴収業務の効率性の向上が期待できるとは考えられない。</p>
検討事項例 (厚生労働省)	<p>雇用保険制度における給付業務は、保険事故である「失業」の認定を前提としているものであり、当該認定に当たっては、労働の意思という内面の意思の確認が必要であり、外形的画一的に処理できないものが多い。このため、「失業」の認定に当たっては、個々の受給者と面談して職業指導や職業紹介を行い、これに対する態度や労働市場の状況等を見ながら労働の意思を慎重に判断し、濫給防止を図ることが必要であり、給付業務のみを職業紹介業務と切り離して民間開放することは適当でない。</p> <p>仮に、給付業務と職業紹介業務を一体として民間開放した上で国が監督するとしても、失業不認定の割合等の数値による事後的な判断では、認定の適切性の判断は困難であり、これを行う方法は国自ら個々の受給者と面談し職業指導等を行って失業認定を行う方法しかなく、極めて非効率となる。しかし、その方法によっても民間が失業認定を行った時点の求人・求職状況等は再現できないため、その当否の厳密な判断は難しい。さらに、判断の結果、失業認定が覆った場合、認定を取り消し、給付制限、返還命令、納付命令等を受給者に課す必要があり、現行方式に比べ多大な時間を要し、不正受給金の回収などがより困難になる。また、一体として民間開放した場合、どの民間職業紹介事業者を利用するかは受給者の選択によることとなると考えるが、受給者が受給資格決定や失業認定をその都度異なる事業者から受けようとする場合、それぞれの事</p>

	<p>業者が適切な職業指導や職業紹介を行って失業認定を全国一律に行うためには他の事業者が行った過去の面談記録を共有できる仕組みを設ける必要があるが、受給者との面談記録は個々の事業者にとっては重要かつ秘密性の高い営業上のいわば資産であり、これを共有させること（及びこれを監視すること）は極めて難しい。さらに、民間職業紹介事業者の基本的な収入源は自ら獲得した求人の求人者から支払われる紹介手数料であるから、事業者に対し、自ら獲得した求人の条件に適合しない受給者に対して、公共職業安定所の保有する求人情報を活用するなどして的確な職業指導・職業紹介を行うことを求めることは現実には難しい。</p> <p>このように、雇用保険の給付業務の民間開放は、制度の公正・的確な運営を阻害する又は制度運営に膨大な費用を要することとなり、国民の制度に対する信頼を失うとともに、濫給を招き、健全な財政運営を阻むこととなる。こうしたことから、米英独仏といった主要先進国でも、失業認定を保険者自らが行わず、他に委託している国はないものと承知している。イギリスでは、1974年から職業紹介事業と失業保険給付を切り離して運用していたが、失業保険給付の濫給が生じたことなどのため、1986年に再び両事業を統合した経緯がある。</p> <p>以上のことより、ハローワーク関連事業のうち雇用保険の給付業務を民間開放することは適当ではない。</p>
(2) 施設等管理業務 民間開放を推進する に当たったの考え方 (財務省)	<p>指定管理者制度の対象となる「公の施設」は、地方公共団体が設置する施設のうち、住民の福祉を増進する目的をもって住民の利用に供するためのものと定義（地方自治法）されている（例えば、博物館、美術館、スポーツ施設）。</p> <p>国については、「公の施設」に相当するものは、既に独立行政法人化されており、管理委託に関する措置を講じるべき対象はおよそないと考える。</p>
検討事項例 (文部科学省)	<p>国立オリンピック記念青少年総合センター、国立青年の家、国立少年自然の家については、平成17年度の独立行政法人の中期目標期間の終了に伴う、民間開放の観点も含めた徹底的な見直しを経て、平成16年12月の、「規制改革・民間開放の推進に関する第一次答申」（規制改革・民間開放推進会議）及び「平成17年度末までに中期目標期間が終了する独立行政法人の見直しについて」（行政改革推進本部決定）を踏まえ、平成18年度からは、3法人を発展的に統合し青少年教育を総合的に推進する新しい独立行政法人を設立するとともに、定型的な管理・運営業務については原則民間委託を行う方向で決定し、諸準備を進めているところである。</p> <p>したがって、今回、「廃止、売却等の民間委譲、又は包括的な民間委託を速やかに図るべき」とされている「公的宿泊施設等」の検討事項例として挙げられている「青少年関連施設」に上記3法人が含まれているとは考えていないが、仮に3法人についてもこのような「公的宿泊施設等」に含まれているということであれば、国立オリンピック記念青少年総合センター、国立青年の家、国立少年自然の家及び新しく設立される新法人は、青少年教育の指導者の研修、青少年に対する様々な体験活動の提供、国の施策を反映した先導的・モデル的なプログラムの開発及びその成果の公立の施設への普及などを行う、青少年教育の振興のための中核的役割を担っている青少年教育の拠点であり、単なる「公的宿泊施設等」として挙げられることは不適当である。</p>
(文部科学省)	<p>美術館については、民間によるものが多数設置されているが、国立美術館は、我が国の美術振興の拠点として、全国的、世界的な視野に立った収集・展示、調査研究、教育普及活動を行うとともに、我が国の文化の顔として外国の美術館等と交流を行っている。このため、コレクションを形成するコレクターの好みが大きく反映する民間の美術館とはその存在意義が異なる。</p> <p>なお、これら施設の維持管理については、業務のほとんどがすでに民間に委託されており、直接実施しているのは、国立美術館の運営の根幹的な部分にかかわるもののみである。</p> <p>したがって、国立美術館の業務が民間開放の検討事項例に挙げられるのは不適当であり、削除すべきである。</p>
(文部科学省)	<p>博物館については、民間によるものが多数設置されているが、国立博物館は、我が国の文化財保護政策の一翼を担う機関として、国家的な観点から設置されているものであり、多数の国宝・重要文化財を所蔵・展示するとともに、正倉院宝物など国立博物館でなければ展示ができないものがある。また、国内外への日本の歴史・伝統の発信拠点としての役割を担っており、民間の博物館とは存在意義が異なる。</p> <p>なお、これらの施設の維持管理については、業務のほとんどがすでに民間に委託されており、直接実施しているのは、国立博物館の運営の根幹的な部分にかかわるもののみである。</p> <p>したがって、国立博物館の業務が民間開放の検討事項例に挙げられるのは不適当であり、削除すべきである。</p>
(国土交通省)	<p>飛行場の設置・管理については、航空法において、特にその主体について制限はなく、飛行場を適切に管理する能力がある者であれば民間事業者であってもこれを行うことは可能である。</p> <p>一方で、飛行場のうち全国航空ネットワークを形成する重要な公共用飛行場については、その整備に多額</p>

	<p>の費用を要することから、空港整備法において、空港の種別に応じ、国と地方公共団体が一定の費用、責任を分担して整備・管理を行うこととするとともに、国の設置管理空港については統一的かつ総合的に整備・管理することとしたものである。</p> <p>なお、国及び地方公共団体が管理している飛行場においても、旅客ターミナルビル、駐車場、整備用格納庫、燃料供給施設等の収益施設については、民間事業者が設置、管理することを幅広く認めている。</p> <p>また、滑走路、航空灯火等の点検・補修、除雪についても、空港管理者の職員の監督の下、実際の作業については民間に委託する等、民間が行う業務の範囲を拡大させているところである。</p> <p>以上の様に、飛行場については幅広く民間開放が行われていることから、検討事項例から「飛行場」を削除いただきたい。</p>
<p>(警察庁)</p>	<p>検討事項例から放置駐車違反車両の移動・保管を削除されたい。</p> <p>(理由)</p> <p>違法駐車車両の移動等については、警察署長及び指定車両移動保管機関が行っているが、それぞれ次の理由により、更なる民間開放は困難であるため。</p> <p>警察署長</p> <p>車両の移動措置は、警察官による移動等の命令が行えないなど、一定の場合に、道路における危険を防止し、又は交通の円滑を図るため必要な限度で実施されるものであり、移動の要否は、警察署長が駐車状況等から個別具体的に判断している。判断を要しない事務については、既に民間開放が行われているため、更なる民間開放は困難である。</p> <p>指定車両移動保管機関</p> <p>車両の移動措置は、警察官による移動等の命令が行えないなど、一定の場合に、道路における危険を防止し、又は交通の円滑を図るため必要な限度で実施されるものであり、移動の要否は、警察署長が駐車状況等から個別具体的に判断している。指定車両移動保管機関は、警察署長が車両を移動すべきと判断した場合に、その後の移動、保管、返還、負担金の徴収等違法駐車車両の移動に伴う一連の事務をその名において実施しており、更なる民間開放は困難である。</p>
<p>(警察庁)</p>	<p>「信号機・道路標識・パーキングメーター等の保守管理」を「パーキングメーター等の保守管理」に修正願いたい。</p> <p>(理由)</p> <p>信号機・道路標識の保守管理については、既に広く民間に開放しているものであり、今後も民間に委託する方針に変更がないことから、民間開放について更に検討する余地のない事項であるため。</p>
<p>(3) 検査・検定業務 民間開放の状況 (厚生労働省)</p>	<p>「検査・検定の民間開放に当たっては、安全の確保に支障のない範囲に限るとともに、その業務を民間の検査・検定機関に移管又は包括的委託をする前に、その検査・検定が、当事者による自主検査・検定に適しないかを、まず判断して、可能なものは自主検査・検定に移行することが肝要である。」に修正願いたい。</p> <p>(理由)</p> <p>検査・検定のうち安全確保を目的とするものについては、その本来目的が達成されることが最低限の前提条件であり、自主検査・検定への移行に当たっても、当然この前提条件が明記されるべきである。</p>
<p>(厚生労働省)</p>	<p>「一方、保安4法関連では、高圧ガス関連の検査は自主検査に委ねられてきているが、ボイラー関係の検査は、依然として第三者機関による検査となっている。このような検査・検定における、所管官庁による異なった取り扱いも、これを統一的な視点で捉えて均等な扱いとすることが重要である。」を削除願いたい。</p> <p>(理由)</p> <p>第一種圧力容器は次の理由から高圧ガス保安法と同じ取り扱いとすることは適当でない。</p> <p>(1) 第一種圧力容器は、膨大なエネルギーを有し、腐食等のおそれがあることから、定期的な検査により構造・性能要件を担保しないと労働安全衛生法の目的である労働者の生命・身体の保護が実現できない。</p> <p>(2) 高圧ガス保安法における認定自主検査が行われている事業場においては、腐食等の要因による火災等の事故や自主検査に係る不正事案が少なからず発生している。また、労働安全衛生法における定期自主検査の義務を課している事業場についても法令違反が多く見られる。</p> <p>(3) また、我が国を代表する大企業等において重大事故が近年続発しており、安全管理のレベルの低下が懸念され、安全対策の充実・強化が求められている。</p> <p>(4) このような中で、安全水準の低下をもたらしかねない自主検査を導入することは、労働者の安全確保に重大な支障をもたらす可能性が高く困難である。</p>
<p>民間開放を推進するに当たっての考え方 (厚生労働省)</p>	<p>「検査・検定に係る業務は、安全の確保を図りつつ利便性の向上、迅速な処理、効率的・低廉なサービス提供等が求められている事務・事業であることから、安全の確保に支障のない範囲で可能な限り民間開放により競争原理を導入することが必要である。」に修正願いたい。</p> <p>(理由)</p>

	<p>検査・検定のうち安全確保を目的とするものについては、その本来目的が達成されることが最低限の前提条件であり、単に利便性の向上、迅速な処理又は効率的・低廉なサービスの提供の観点のみから民間開放による競争原理の導入を目指すのは適当ではなく、安全の確保に支障のない範囲で行うべきである。</p>
<p>検討事項例 (国土交通省)</p>	<p>自動車は、適切に管理されていないれば交通事故、環境汚染等、第三者の生命に影響を及ぼすものであるため、自動車検査制度により定期的に基準適合性の検査を行っている。また、検査時に、自動車重量税の徴収、リサイクル料金の支払い確認なども行っており、自動車検査制度は、自動車の安全運行・環境保全はもとより、広く車社会を円滑に運営するための社会基盤として不可欠である。</p> <p>民間開放については、新車の検査(新規検査)にあつては、型式指定を取得した車両は自動車メーカー等において検査(保安基準適合性の確認)が行われており、既に民間に開放されている。</p> <p>また、使用過程車の検査(継続検査)にあつても、指定整備工場において検査を受検することが可能であることから、既に民間に開放されている。</p> <p>以上のことから、「検討事項例」から「自動車の検査」を削除されたい。</p>
<p>(国土交通省)</p>	<p>小型船舶検査制度は、小型船舶の海難事故の多発等を背景として設けられたものであり、小型船舶の安全確保に重要な役割を担ってきているが、人命に関わる事故や海難の事例が依然として減少していないことや、昨今の交通分野における悲惨な事故や安全問題に対する国の関与への国民の期待等に鑑みると当該制度の存続は引き続き不可欠であると考ええる。</p> <p>また、船舶は使用される航行区域によって気象・海象条件が異なることから、それに応じて技術基準も異なっており、さらに基本的には受注建造されるものであるため、船主の要望に応じて構造・設備が多種多様であることから、船舶検査においては高度で専門的知識をもって基準適合性を判断しなければならない非定型業務については、マニュアル化等は困難であり、無理に複数の民間法人を参入させ競争原理を導入することは、検査の手抜きや不正に繋がる恐れがあるため、国民の人命や財産に直接関わる安全性の確保という業務の性格上、望ましくないものと考ええる。</p> <p>従って、検討事項例として「船舶の検査」を挙げることは不相当と考える。</p> <p>なお、今後とも現行制度の運用を通じて安全に対する国民意識の高揚を促すとともに、それを制度の見直しにフィードバックし、かつその中で、既に一定の導入を図っている民間第三者機関の育成活用やメーカー・整備事業者等民間事業者の品質管理能力の活用を一層推進していく所存である。</p>
<p>(総務省)</p>	<p>「石油等の屋外タンクに関する審査」については、以下の理由から検討対象に該当しないため、記述を削除されたい。</p> <p>民間法人が市町村長等の委託を受けて、「石油等の屋外タンクの審査」を行うことは可能となっており、既に完全に民間開放されているところである。</p> <p>なお、平成15年の北海道苫小牧のタンク火災に見られるように、石油等の屋外タンクで事故が発生した場合には、当該タンクを有する事業所のみならず、周辺の住民の生命や財産に重大な影響を与える恐れがあり、また、周囲の環境への影響も甚大であることから、消防法令に定める技術上の基準に適合していることを確認する市町村長等の検査は必要不可欠である。</p>
<p>(総務省)</p>	<p>「消防機器の検査」が消防法に基づいて行う消防用機械器具等の検定を意味するのであれば、「検討事項例」に含めることは不相当であるため、削除するべきである。</p> <p>消防用機械器具等については、昭和60年の検定対象品目の削減(自己認証制度の導入)、昭和61年の指定検定機関制度導入、平成14年の株式会社への参入可能化、平成15年の登録検定機関制度移行及び業務区分の細分化など、既に可能な限り民間開放・新規参入促進の各種措置を講じているところである。</p> <p>現在検定対象とされている消防用機械器具等については、国民の生命等の安全に直結すること、欠陥による被害が周辺住民にまで広く及ぶこと、日常的な使用による性能確認が行えないこと、市場原理による粗悪品淘汰が困難であること、欠陥について事後検証が困難であること等から自主検査によることは適当ではなく、第三者機関によるチェック(検定制度)により対応することが不可欠である。</p>
<p>(厚生労働省)</p>	<p>診療報酬の審査については、「規制改革三カ年計画(改定)」(平成14年3月29日閣議決定)をふまえ、従来の通知を廃止し、健康保険組合による直接審査及び社会保険診療報酬支払基金以外の第三者への委託ができるよう取り扱いを示した通知を平成14年12月25日に発出し、民間開放の推進を図っている。</p>
<p>(厚生労働省)</p>	<p>検討事項例から「ボイラー等の検査」を削除願いたい。</p> <p>(理由)</p> <p>第一種圧力容器は次の理由から高圧ガス保安法と同じ取り扱いとすることは適当でない。</p> <p>(1) 第一種圧力容器は、膨大なエネルギーを有し、腐食等のおそれがあることから、定期的な検査により構造・性能要件を担保しないと労働安全衛生法の目的である労働者の生命・身体の保護が実現できない。</p> <p>(2) 高圧ガス保安法における認定自主検査が行われている事業場においては、腐食等の要因による火災等の事故や自主検査に係る不正事案が少なからず発生している。また、労働安全衛生法における定期自主検査</p>

	<p>の義務を課している事業場についても法令違反が多く見られる。</p> <p>(3) また、我が国を代表する大企業等において重大事故が近年続発しており、安全管理のレベルの低下が懸念され、安全対策の充実・強化が求められている。</p> <p>(4) このような中で、安全水準の低下をもたらしかねない自主検査を導入することは、労働者の安全確保に重大な支障をもたらす可能性が高く困難である。</p>
(4) 研修・研究業務 検討事項例 (厚生労働省)	<p>「職業能力開発業務の研修」について削除されたい。</p> <p>(理由)</p> <p>中央職業能力開発協会の行う業務については、既に民間開放されているものであるため。</p>
(経済産業省)	<p>特許庁の職員に対する研修については、審査基準や新規性・進歩性の判断、特許庁のデータベースの使用方法等実務上求められる高度な専門性、ノウハウを習得するためのものである。したがって、今後も、特許庁との間での機動的かつ密接な人的・知的交流を保つことが可能な独立行政法人工業所有権情報・研修館が法令等に基づき上記研修を実施することが最も適当である。</p> <p>一方、工業所有権情報・研修館が行う特許庁職員以外の知的財産関連人材の育成についても、「知的財産推進計画2005」においても政府が重点的に推進する施策として挙げられている中で、特許庁の審査官の有する審査等のノウハウの提供を主たる目的とする研修は極めて重要な政策課題であるところ、これを民間において実施することは困難と考えられる。</p>
(警察庁)	<p>検討事項例から安全運転研修業務を削除されたい。</p> <p>(理由)</p> <p>安全運転研修については、自動車メーカー等において独自に研修施設を設けて一般ドライバー等を対象とした自動車の運転に関する研修が実施されており、既に広く民間開放されていることから、民間開放について更に検討する余地のない事項であるため。</p>
(厚生労働省)	<p>「労働災害防止に関する情報提供・研修」について削除されたい。</p> <p>(理由)</p> <p>中央労働災害防止協会が実施する情報提供・研修に係る業務については、既に民間開放されているものであるため。</p>
(文部科学省)	<p>国及び独立行政法人が実施する「文化財に関する調査・研究」は、貴重な国民的財産である文化財を未来の人々に適切に継承していくために必要な知識・技術の基盤を形成する重要な役割を果たしている。文化財分野においては、民間において適切な調査研究を行うだけの基盤・蓄積がなく、採算がとれる状況にないと思われる。仮に、このような状況下で、民間開放がなされた場合には、文化財保護行政の要請に応じて適時適切に必要な調査研究を行う機能を失うことになり、文化財保護行政の遂行に深刻な影響をきたすことになる。</p> <p>とりわけ、文化財研究所は、国内外における文化財研究の拠点として、文化財に係る基礎的・実践的な調査研究等を行うことにより、国の文化財保護行政を支え、一体となって政策の推進に資するものであり、同研究所の行う調査研究の民間開放は不適當である。</p> <p>以上から、「文化財に関する調査・研究」が民間開放の検討事項例に挙げられるのは不適當であり、削除すべきである。</p>